

荒川区告示第284号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法施行令（昭和42年法令律第292号）第12条第3項の規定に基づき、当区から転出した後、転入通知が未着の者について住民票の記載整備を行った。

この結果、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、職権で住民票を消除した者について、同条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年9月8日

荒川区長 滝口 学

- 1 住民票の職権消除者一覧
別紙のとおり 19 人

住民票の職権消除者一覧

No	氏 名	消除年月日
1	PHAM TUAN ANH	R 7. 10.18
2	稗島 カノン	R 7. 10.24
3	安井 美柚	R 7. 11.2
4	高山 翔	R 7. 11. 12
5	LI LI	R 7. 11.25
6	Q I HUANLONG	R 7. 11. 25
7	NGUYEN HOANG QUY	R 7. 12.4
8	高柳 一	R 7. 12.9
9	LI SHAODING	R 7. 12.17
10	BAYALIGE	R 8. 1.5
11	LY PHUONG NGUYET	R 8. 1. 21
12	NGUYEN THI KIM PHUNG	R 8. 2. 9
13	森田 愛	R 8. 2.10
14	豊田 恵悟	R 8. 2.24
15	中西 歩	R 8. 2.27
16	百田 悠太	R 8. 3.1
17	TONG THI DIEU KHUYEN	R 8. 3.2
18	LI ENMAO	R 8. 3.27
19	小野 琳太郎	R 8. 3.27